

万博工事「残業規制外」

建設遅れ、協会側要望

大阪・関西万博で参加国・地域が費用を負担して建てるパビリオンの建設が遅れている問題で、主催する日本国際博覧会協会（万博協会）側が政府に対し、来春に始まる建設業界への時間外労働の上限規制を、万博に適用しないよう要望したことが27日、わかった。ただ、関係者からは慎重意見が相次いでいる。

関係者から慎重意見

パビリオンは建設が遅れ、2025年の開幕に間に合わない懸念も出ている。また、24年4月から、19年に始まった時間外労働の上限規制が建設業界にも適用され、ま

すます人手の確保が難しくなるとみられる「2024年問題」が控える。時間外労働は、労使で協定を結んだ場合で年360時間、特別条項をついた場合は年720時間以内などに制限される。複数の関係者によると、万博協会は日に日に工期が短くなる中、限られた日程で完成させるため、政府に対して万博を適用除外とするよう求めた。

ただ、それに労働基準法改正が必要になると見られる。関係者の間では、「災害その他避けることのできない事由について、臨時の必要がある場合」は規制を外すことができるとの規定を、万博に適用できないかという案も浮上している。もともと、来春に向けた建設会社が取り組んで

きた労働時間の短縮などを働き方改革に逆行するうえ、一度特例を認めると際限なく広がり、規制が形骸化するおそれもある。

政権内部では「そんな簡単な話ではない。今ある所与の選択肢の中で考えていくしかない」との見方が多い。万博協会の幹部からも「特例にする」と、他も特例にしろといふことになって、骨抜きになる心配がある」との声があがる。

ゼネコンの業界団体・

日本建設業連合会の宮本洋一会長は「残業時間はきめつと定められた法律の決まりの中でおさまるようにしていきたい」とし、万博を適用除外することについては、「そういう安易な考え方になつてほしくない」と批判している。

(相原亮、諒訪和仁、川辺賛改)